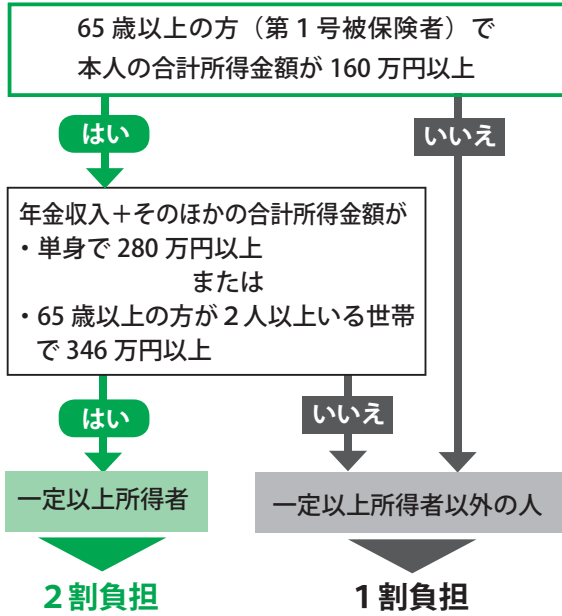


一定以上所得者に
あたる人は？

自己負担割合チェック表



※「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費相当額」を差し引いた金額です。「合計所得金額」とは、それらすべての「所得」を合計した金額です。

所得に応じた負担割合に
これまで、介護保険サービスの利用者負担割合は原則1割でしたが、この8月から、所得が一定以上ある65歳以上の方は、利用者負担割合が2割に変更になります。

一定以上の所得者とは、合計所得金額が160万円以上（年金収入に換算すると280万円以上）の方です。同一世帯の65歳以上（第1号被保険者）の方で年金収入とその他の合計所得金額がある場合には、そ

■7月31日までの負担割合

一律1割

■8月1日からの負担割合

2割	1割
合計所得金額が160万円以上の方など	左記以外の方

これらの合計所得金額が単身で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上の場合も2割負担になります。

介護保険の負担割合が変わります

帯で346万円以上の場合も2割負担になります。

介護保険負担割合証の提示を

要支援・要介護認定を受けた方が対象になり、適用期間は毎年8月1日から翌年7月31日までになります。申請の必要はありません。住民税の所得更正や世帯構成の変更などにより、負担割合が変更になる場合があります。

介護保険サービスを受ける時は、介護保険被保険者証と一緒に介護保険負担割合証を忘れずに提示してください。

問 伊奈庁舎介護福祉課 ☎58-2111（内線1174）

在宅介護慰労金支給

7月31日現在を基準日として、満65歳以上の高齢者を在宅で介護している家族の方で、次のすべての要件に該当する場合は、介護慰労金（10万円）が支給されます。

なお、支給を受けるには申請が必要です。

▼支給要件

- ・介護者および被介護者が市内に居住していること
- ・基準日に要介護4または5と認定されている方

問 伊奈庁舎介護福祉課 ☎58-2111（内線1174）

- ・基準日より過去1年間、介護サービスを利用していない方（1週間までのシヨートステイの利用を除く）
- ・介護者および被介護者が市民税非課税世帯であること
- ▼申請期間：8月3日（月）～31日（月）（土、日、祝日を除く）
- ▼場所：伊奈庁舎介護福祉課
- ▼定員：無し

健康づくり、介護予防に貢献 シルバーリハビリ体操指導士へ感謝状が贈呈

永年にわたり地域住民の健康づくりや介護予防の推進に貢献したシルバーリハビリ体操指導士に対し、茨城県から「感謝状」が贈られ、本市からは、茨城県保健福祉部長賞に6人、茨城県立健康プラザ管理者賞に9人の合計15人の指導士が受賞されました。5月13日には茨城県立健康プラザで「シルバーリハビリ体操指導士感謝状贈呈式」が行われました。

シルバーリハビリ体操指導士

は、茨城県が養成するボランティアで、介護予防に有効であると認められた「シルバーリハビリ体操」の普及活動を行っています。市でも市内各施設で地域体操クラブなどの体操教室を運営し、多くの地域住民と介護予防に取り組んでいます。

高齢化が進むなか、自らも介護予防に取り組み、互助精神に基づいた活動を行うシルバーリハビリ体操指導士の今後ますますの活躍が期待されます。



感謝状を授与されたシルバーリハビリ体操指導士の皆さん